



発行 東京都

目次

23

規則

- 東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（福祉保健局高齢社会対策部介護保険課）…一
- 東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）…四
- 東京都指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）…七
- 東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（福祉保健局高齢社会対策部施設支援課）…九
- 東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）…一〇
- 東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）…二
- 東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）…三
- 東京都介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）…三
- 東京都介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）…五

規則

東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第七十号

東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成二十四年東京都規則第四百十一号）の一部を次のように改正する。

第四条の三中「及び第四条」を「から第四条の三まで」に改め、同条を第四条の五とする。

第四条の二を第四条の四とし、第四条の次に次の二条を加える。

（衛生管理等）

第四条の二 条例第三十二条第三項に規定する規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

- 一 感染症の予防及びまん延の防止に係る対策を検討するための感染症対策委員会その他の委員会をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に十分に周知すること。
- 二 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

2 前項第一号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。（虐待の防止）

第四条の三 条例第三十九条の二に規定する規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

- 一 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に十分に周知すること。
- 二 虐待の防止のための指針を整備すること。

三 訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者置くこと。

2 前項第一号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
 第六条中「第四条」の下に「から第四条の三まで」を加える。
 第九条中「第四条」の下に「から第四条の三まで」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第四条の二第一項及び第四条の三第一項中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と読み替えるものとする。

第十一条中「第四条」の下に「から第四条の三まで」を、「この場合において」の下に「、第四条の二第一項及び第四条の三第一項中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と」を加え、「同条第一号」を「第八条第一号」に改める。

第十三条中「第四条」の下に「から第四条の三まで」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第四条の二第一項及び第四条の三第一項中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と読み替えるものとする。

第十四条の二中「第四条」の下に「から第四条の三まで」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第四条の二第一項及び第四条の三第一項中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と読み替えるものとする。

第十六条中「第四条」の下に「から第四条の三まで」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第四条の二第一項及び第四条の三第一項中「訪問介護員等」とあるのは「居宅療養管理指導従業者」と読み替えるものとする。

第十九条の次に次の一条を加える。
 (衛生管理等)

第十九条の二 条例第百九条第二項に規定する規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

一 感染症の予防及びまん延の防止に係る対策を検討するための感染症対策委員会そ

の他の委員会をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、通所介護従業者に十分に周知すること。

二 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 三 通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

2 前項第一号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
 第二十条中「第四条」の下に「及び第四条の三」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第四条の三第一項中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第二十二条中「第四条」の下に「、第四条の三及び第十九条の二」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第四条の三第一項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第十九条の二第一項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第二十七条中「及び第十九条」を「、第四条の三、第十九条及び第十九条の二」に改め、「この場合において」の下に「、第四条の三第一項中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と」を加え、「同条第一号」を「第十九条第一号」に、「あるのは、」を「あるのは」に改める。

第二十九条の次に次の一条を加える。
 (衛生管理等)

第二十九条の二 条例第百四十三条第二項に規定する規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

一 感染症の予防及びまん延の防止に係る対策を検討するための感染症対策委員会その他の委員会をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、通所リハビリテーション従業者に十分に周知すること。

二 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための

研修及び訓練を定期的実施すること。

2 前項第一号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
第三十条中「第四条」の下に「、第四条の三」を、「この場合において」の下に「、第四条の三第一項中「訪問介護員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」とを加え、「同条第一号」を「第十九条第一号」に、「あるのは、」を「あるのは」に改める。

第三十一条第五項中「並びに」を「のうち一人以上は常勤の者でなければならず、また、」に、「及び」を「又は」に、「それぞれ一人は、」を「一人以上は」に改め、同項ただし書中「この限りでない」を「生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤の者としないうことが出来る」に改め、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 指定短期入所生活介護事業者は、第一項第三号の規定により看護職員を配置しなかつた場合であっても、利用者の状態像に応じて必要があるときは、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）を含む。）との密接な連携により看護職員を確保することとする。

第三十三条第一項第二号中「第百十条」を「第百十条第一項」に改め、同条第三項中「当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）」を「併設本体施設」に改める。

第三十七条中「第四条」の下に「、第四条の三及び第十九条の二」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第四条の三第一項中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第十九条の二第一項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。
第三十八条第一項第二号中「第百十条」を「第百十条第一項」に改め、同条第六項を削る。

第四十三条中「において準用する第四条」を削る。
第四十三条の三中「第四条」の下に「、第四条の三及び第十九条の二」を加え、同条

に後段として次のように加える。

この場合において、第四条の三第一項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第十九条の二第一項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

第四十七条中「第三十四条」を「第四条、第四条の三、第十九条の二及び第三十四条」に改め、「及び第三十七条において準用する第四条」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第四条の三第一項中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第十九条の二第一項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

第五十二条中「第三十七条において準用する第四条」を「第四条、第四条の三及び第十九条の二」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第四条の三第一項中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第二十九条の二第一項中「通所リハビリテーション従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

第五十六条中「第四条（第三十七条（第五十二条において準用する場合に限る。））において準用する場合に限る。」を「第五十二条」に改める。

第五十九条の二第一号中「のための」を「に係る」に改め、「検討する」の下に「ため」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項第一号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
第六十条中「第四条」の下に「、第四条の三及び第十九条の二」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第四条の三第一項中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第十九条の二第一項中「通所介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。

第六十三条中「第四条」の下に「、第四条の三、第十九条の二」を加え、同条に後段として次のように加える。
この場合において、第四条の三第一項中「訪問介護員等」とあるのは「指定特定施

設の従業者」と、第十九条の二第一項中「通所介護従業者」とあるのは「指定特定施設
の従業者」と読み替えるものとする。
第六十六条の次に次の一条を加える。
(衛生管理等)

第六十六条の二 条例第二百五十九条第六項に規定する規則で定める措置は、次に掲げる
とおりとする。

一 感染症の予防及びまん延の防止に係る対策を検討するための感染症対策委員会そ
の他の委員会をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、福
祉用具専門相談員に十分に周知すること。

二 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓
練を定期的実施すること。

2 前項第一号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
第六十七条中「第四条」の下に「及び第四条の三」を加え、同条に後段として次のよ
うに加える。

この場合において、同条第一項中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談
員」と読み替えるものとする。

第六十九条中「第四条、」の下に「第四条の三及び」を加え、「及び第六十六条」を
「から第六十六条の二まで」に改め、「この場合において」の下に「、第四条の第三
項中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」とを加え、「同条第一号」
を「第六十六条第一号」に改める。

第七十二条中「第四条」の下に「から第四条の三まで」を加え、同条に後段として次
のように加える。

この場合において、第四条の二第一項及び第四条の三第一項中「訪問介護員等」と
あるのは「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。

附 則

1 この規則は、令和三年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 施行日以降、当分の間、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の

基準に関する条例の一部を改正する条例（令和三年東京都条例第二十四号）による改
正後の東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例
（平成二十四年東京都条例第百十一号）第百七十条第四項第二号の規定に基づき利用
定員が十二人を超えるユニットを整備するユニット型指定短期入所生活介護事業者は、
この規則による改正後の東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基
準に関する条例施行規則第三十一条第一項第三号及び第四十条の基準を満たすほか、
ユニット型指定短期入所生活介護事業所における夜間及び深夜を含めた介護職員並び
に看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サ
ビス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則の一部
を改正する規則を公布する。
令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第七十一号

東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介
護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関
する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サ
ビス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則（平成
二十四年東京都規則第百四十二号）の一部を次のように改正する。

第九条の次に次の二条を加える。
(衛生管理等)

第九条の二 条例第五十四条の二第三項に規定する規則で定める措置は、次に掲げると
おりとする。

一 感染症の予防及びまん延の防止に係る対策を検討するための感染症対策委員会そ
の他の委員会をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介
護予防訪問入浴介護従業者に十分に周知すること。

二 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 介護予防訪問入浴介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

2 前項第一号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
(虐待の防止)

第九条の三 条例第五十四条の九の二に規定する規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

一 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に十分に周知すること。

二 虐待の防止のための指針を整備すること。

三 介護予防訪問入浴介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 前項第一号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第十一条中「及び第九条」を「から第九条の三まで」に改める。

第十三条中「第八条」の下に、「第九条の二及び第九条の三」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第九条の二第一項及び第九条の三第一項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「看護師等」と読み替えるものとする。

第十四条第一項中「指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たる」を削り、同項第一号を次のように改める。

一 医師 指定訪問リハビリテーションの提供に必要な一人以上の数

第十四条の二中「第八条」の下に、「第九条の二及び第九条の三」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第九条の二第一項及び第九条の三第一項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と読み替えるものとする。

第十六条中「第八条」の下に、「第九条の二及び第九条の三」を加え、同条に後段と

して次のように加える。

この場合において、第九条の二第一項及び第九条の三第一項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と読み替えるものとする。

第二十五条の二の次に次の一条を加える。

(衛生管理等)

第二十五条の三 条例第二百二十一条第二項に規定する規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

一 感染症の予防及びまん延の防止に係る対策を検討するための感染症対策委員会その他の委員会をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護予防通所リハビリテーション従業者に十分に周知すること。

二 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 介護予防通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

2 前項第一号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第二十六条中「第八条」の下に「及び第九条の三」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第九条の三第一項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。

第二十七条第五項中「並びに」を「のうち一人以上は常勤の者でなければならず、また、」に、「及び」を「又は」に、「それぞれ一人は、」を「一人以上は」に改め、同項ただし書中「この限りでない」を「生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤の者としていないことができる」に改め、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第一項第三号の規定により看護職員を配置しなかつた場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定介護予防訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」とい

う。)を含む。)との密接な連携により看護職員を確保することとする。

第二十九条第一項第二号中「第二百二十一条の二」を「第二百二十一条の二第一項」に改め、同条第三項中「当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等(以下この章において「併設本体施設」という。)」を「併設本体施設」に改める。

第三十二条の次に次の一条を加える。

(衛生管理等)

第三十二条の二 条例第百三十九条の二第二項に規定する規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

一 感染症の予防及びまん延の防止に係る対策を検討するための感染症対策委員会その他の委員会をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護予防短期入所生活介護従業者に十分に周知すること。

二 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 介護予防短期入所生活介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

2 前項第一号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。第三十三条中「第八条」の下に「及び第九条の三」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第九条の三第一項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

第三十四条第一項第二号中「第二百二十一条の二」を「第二百二十一条の二第一項」に改め、同条第六項を削る。

第三十九条中「第二十八条」の下に「、第三十二条の二」を加え、「において準用する第八条」を削る。

第三十九条の三中「第三十三条において準用する第八条」を「第八条、第九条の三及び第三十二条の二」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第九条の三第一項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第三十二条の二第一項中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

と読み替えるものとする。

第四十三条中「第三十条」を「第八条、第九条の三及び第三十条」に、「第三十二条」を「第三十二条の二」に改め、「及び第三十三条において準用する第八条」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第九条の三第一項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

第四十八条中「第三十三条において準用する第八条」を「第八条、第九条の三及び第二十五条の三」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第九条の三第一項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第二十五条の三第一項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

第五十二条中「第八条(第三十三条(第四十八条において準用する場合に限る。))において準用する場合に限る。)」を「第四十八条」に改める。

第五十五条の二第一号中「のための」を「に係る」に改め、「検討する」の下に「ための」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項第一号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。第五十六条中「第八条」の下に「、第九条の三及び第三十二条の二」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第九条の三第一項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、第三十二条の二第一項中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。

第五十九条中「第八条」の下に「、第九条の三、第三十二条の二」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第九条の三第一項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第三十二条の二第一項中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と読み替えるものとする。

第六十二条の次に次の一条を加える。
(衛生管理等)

第六十二条の二 条例第二百四十五条第六項に規定する規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

- 一 感染症の予防及びまん延の防止に係る対策を検討するための感染症対策委員会その他の委員会をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に十分に周知すること。
- 二 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

2 前項第一号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。第六十三条中「第八条」の下に「及び第九条の三」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第九条の三第一項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。

第六十五条中「第八条、」の下に「第九条の三及び」を加え、「及び第六十二条」を「から第六十二条の二まで」に改め、「この場合において」の下に「、第九条の三第一項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」とを加え、「同条第一号」を「第六十二条第一号」に改める。

第六十八条中「第八条」の下に「、第九条の二及び第九条の三」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第九条の二第二項及び第九条の三第一項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この規則は、令和三年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日以降、当分の間、東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例（令和三年東京都条例第二十五号）による改正後

の東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第百十二号）第百五十三条第四項第二号の規定に基づき利用定員が十二人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、この規則による改正後の東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則第二十七条第一項第三号及び第三十六条の基準を満たすほか、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

東京都指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第七十二号

東京都指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例

施行規則の一部を改正する規則

東京都指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成二十四年東京都規則第百十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九条」を「第九条の二」に改める。

第三条第一項第一号イ中「、薬剤師及び栄養士」を「及び薬剤師」に改め、同号中ホをへとし、二の次に次のように加える。

ホ 栄養士又は管理栄養士 療養病床の病床数が百以上の指定介護療養型医療施設にあつては、一人以上

第三条第一項第三号イ中「、薬剤師及び栄養士」を「及び薬剤師」に改め、同号中へをトとし、ホの次に次のように加える。

へ 栄養士又は管理栄養士 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床

の病床数が百以上の指定介護療養型医療施設にあっては、一人以上
 第三条第三項中「第一項第一号ホ及び同項第三号へ」を「第一項第一号へ及び同項第三号ト」に改める。

第三条第四項ただし書を次のように改める。
 ただし、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

第三条第五項中「第一項第一号ホ、同項第三号へ」を「第一項第一号へ、同項第三号ト」に改める。

第七条の二第一号中「のための」を「に係る」に改め、「検討する」の下に「ための」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項第一号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
 第八条第三号中「研修」の下に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項第一号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
 第九条に次の一号を加える。

五 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
 第九条に次の一項を加える。

2 前項第三号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
 第二章中第九条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第九条の二 条例第三十六条の二に規定する規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

- 一 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に十分に周知すること。
- 二 虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 前項第一号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
 第十条第一項第一号イ(1)中「おおむね十人以下としなければならない」を「原則として十人以下とするものとする」に改め、同号イ(1)に次のただし書を加える。

ただし、入院患者の処遇に支障がないと認められる場合は、十五人以下とすることができる。

第十条第一項第一号イ中(4)を削り、(5)を(4)とする。

第十二条の二第一号中「のための」を「に係る」に改め、「検討する」の下に「ための」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項第一号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
 第十三条中「、第八条及び第九条」を「及び第八条から第九条の二まで」に改め、「準用する条例第三十六条第一項」との下に「、第九条の二中「条例第三十六条の二」とあるのは「条例第五十一条において準用する条例第三十六条の二」とを加える。
 附則第二項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、第四項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「、薬剤師及び栄養士」を「及び薬剤師」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 栄養士又は管理栄養士 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床の病床数が百以上の指定介護療養型医療施設にあっては、一人以上
 附則第十項及び第十五項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則

(施行期日)
 1 この規則は、令和三年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。
 (経過措置)

2 施行日から令和六年三月三十一日までの間、この規則による改正後の東京都指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(以下「新規規則」という。)第八条第一項第三号(新規規則第十三条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、指定介護療養型医療施設は、介護職員その他の従業者に

対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

3 施行日から起算して六月を経過するまでの間、新規則第九条第一項第五号(新規則第十三条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、「置く」とあるのは、「置くよう努める」とする。

4 施行日以降、当分の間、新規則第十条第一項第一号イ(1)(新規則第十一条において準用する場合を含む。)の規定に基づき入院患者の定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護療養型医療施設は、新規則第三条第一項第一号ロ及びハ、同項第二号ロ及びハ、同項第三号ロ及びハ、第十二条、附則第二項、附則第三項第二号、附則第四項第二号及び第三号並びに附則第六項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護療養型医療施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

5 この規則の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、施行日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の病室については、この規則による改正前の東京都指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(以下「旧規則」という。)第十条第一項第一号イ(4)(旧規則第十一条において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後もなおその効力を有する。

東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第七十三号

東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成二十四年東

京都規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第十一項第一号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士」に改める。

第六条第一号中「のための」を「に係る」に改め、「検討する」の下に「ための」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項第一号の委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。

第七条第三号中「研修」の下に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第七条に次の一項を加える。

2 前項第一号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。第八条に次の一号を加える。

五 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。第八条に次の一項を加える。

2 前項第三号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。第八条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第八条の二 条例第二十七条の二に規定する規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

一 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に十分に周知すること。

二 虐待の防止のための指針を整備すること。
三 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
2 前項第一号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。(経過措置)

2 施行日から令和六年三月三十一日までの間、この規則による改正後の東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第七号第一項第三号の規定にかかわらず、養護老人ホームは、支援員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

3 施行日から起算して六月を経過する日までの間、新規則第八号第一項第五号の規定の適用については、同号中「置く」とあるのは、「置くよう努める」とする。

東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第七十四号

東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成二十四年東京都規則第四十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七条」を「第七条の二」に改める。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

第五条の二第一号中「のための」を「に係る」に改め、「検討する」の下に「ための」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項第一号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。第六号第三号中「研修」の下に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第六条に次の一項を加える。

2 前項第一号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第七条に次の一号を加える。

五 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。第七条に次の一項を加える。

2 前項第三号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。第二章中第七条の次に次の一条を加える。

（虐待の防止）

第七条の二 条例第三十条の二に規定する規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

一 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者十分に周知すること。

二 虐待の防止のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 前項第一号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。第九条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第九条の二第二号中「のための」を「に係る」に改め、「検討する」の下に「ための」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項第一号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第十条中「第四条、第六条及び第七条」を「第六条から第七条の二まで」に改め、「

第四条中「条例第六号ただし書」とあるのは「条例第四十三号において準用する条例第六号ただし書」とを削り、「第六号中」を「第六号第一項中」に、「第七条中」を

「第七号第一項中」に改め、「条例第四十三号において準用する条例第三十条第一項」の下に「と、第七条の二第一項中「条例第三十条の二」とあるのは「条例第四十三号において準用する条例第三十条の二」を加える。

第十一条第八項第一号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士」に改め、同条第十項中

「指定居宅サービス等基準条例」を「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第百十一号。以下「指定居宅サ

ビス等基準条例」という。)に、「指定介護予防サービス等基準条例」を「東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(平成二十四年東京都条例第百二十二号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。)」に改め、同条第十三項中「第七十八条の四第一項の規定に基づき区市町村」を「第七十八条の四第一項の規定に基づき特別区及び市町村(以下「区市町村」という。)」に改める。

第十三条中「第四条及び第五条の二から第七条まで」を「第五条の二から第七条の二まで」に改め、「第四条中「条例第六条ただし書」とあるのは「条例第四十九条において準用する条例第六条ただし書」とあるのは「第五条の二中」を「第五條の二第一項中」に、「第六条」を「第六條第一項」に、「第七条中」を「第七條第一項中」に改め、「条例第四十九条において準用する条例第三十条第一項」の下に「と、第七条の二第一項中「条例第三十条の二」とあるのは「条例第四十九条において準用する条例第三十条の二」を加える。

第十四条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

第十五条中「第四条、」及び「第四条中「条例第六条ただし書」とあるのは「条例第五十三条において準用する条例第六条ただし書」とを削り、「第六条中」を「第六條第一項中」に、「第七条」を「第七條第一項」に改め、「準用する条例第三十条第一項」との下に「第七条の二中「条例第三十条の二」とあるのは「条例第五十三条において準用する条例第三十条の二」とを加え、「第九条の二中」を「第九條の二第一項中」に改める。

附則第三項中「第九条第三項第一号イ(3)」を「第九條第二項第一号イ(3)」に改め、附則第四項中「第十四条第三項第一号イ(3)」を「第十四條第二項第一号イ(3)」に改め、附則第五項及び第六項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。
(経過措置)

2 施行日から令和六年三月三十一日までの間、この規則による改正後の東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)第六条第一項第三号の規定にかかわらず、特別養護老人ホームは、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的を実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

3 施行日から起算して六月を経過する日までの間、新規則第七条第一項第五号の規定の適用については、同号中「置く」とあるのは、「置くよう努める」とする。

4 施行日以降、当分の間、東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(令和三年東京都条例第二十二号)による改正後の条例(以下「新条例」という。)第三十六条第四項第二号の規定に基づき入居定員が十二人を超えるユニットを整備するユニット型特別養護老人ホームは、新規則第三条第一項第四号イ及び第八条の基準を満たすほか、ユニット型特別養護老人ホームにおける夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

5 施行日以降、当分の間、新条例第五十一条第四項第二号の規定に基づき入居定員が十二人を超えるユニットを整備するユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、新規則第十一条第一項第四号イ及び第十五条において準用する第八条の基準を満たすほか、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームにおける夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第七十五号

東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成二十四年東京都規則第三百三十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十条」を「第十条の二」に改める。

第八条第一号中「のための」を「に係る」に改め、「検討する」の下に「ための」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項第一号の委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。

第九条第三号中「研修」の下に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項第一号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。第十条に次の一号を加える。

五 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。第十条に次の一項を加える。

2 前項第三号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。第二章中第十条の次に次の一条を加える。

（虐待の防止）

第十条の二 条例第三十一条の二に規定する規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

一 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に十分に周知すること。

二 虐待の防止のための指針を整備すること。

三 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 前項第一号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。第十三条、附則第六条及び附則第十条中「第十条」を「第十条の二」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和三年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。（経過措置）

2 施行日から令和六年三月三十一日までの間、この規則による改正後の東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第九条第一項第三号（新規則第十三条、附則第六条及び附則第十条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、軽費老人ホームは、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

3 施行日から起算して六月を経過する日までの間、新規則第十条第一項第五号（新規則第十三条、附則第六条及び附則第十条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新規則第十条第一項第五号中「置く」とあるのは「置くよう努める」とする。

東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第七十六号

東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成二十四年東京都規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八条」を「第八条の二」に改める。

第三条第一項第四号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第四項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第六条の二第二号中「のための」を「に係る」に改め、「検討する」の下に「ための」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項第一号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。第七号第三号中「研修」の下に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項第一号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。第八条に次の一号を加える。

五 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。第八条に次の一項を加える。

2 前項第三号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。第二章中第八条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第八条の二 条例第三十八条の二に規定する規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

一 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者十分に周知すること。

二 虐待の防止のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 前項第一号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。第九条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第十条の二第一号中「のための」を「に係る」に改め、「検討する」の下に「ための」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項第一号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。第十一条中「及び第八条」を「から第八条の二まで」に、「第七号中」を「第七号第一項中」に、「第八条中」を「第八条第一項中」に、「読み替える」を「、第八条の二

第一項中「条例第三十八条の二」とあるのは「条例第五十二条において準用する条例第三十八条の二」と読み替える」に改める。

附則第三項及び第四項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第五項の規定中「第九条第二項第一号イ(2)」を「第九条第一号イ(2)」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 施行日から令和六年三月三十一日までの間、この規則による改正後の東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)第七条第一項第三号(新規則第十一条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、指定介護老人福祉施設は、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に行うとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行うよう努めるものとする。

3 施行日から起算して六月を経過するまでの間、新規則第八条第一項第五号(新規則第十一条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新規則第八条第一項第五号中「置く」とあるのは、「置くよう努める」とする。

4 施行日以降、当分の間、東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(令和三年東京都条例第二十六号)による改正後の条例第四十四条第二項第二号の規定に基づき入居定員が十二人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護老人福祉施設は、新規則第三条第一項第三号イ及び第十条の基準を満たすほか、ユニット型指定介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

東京都介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第七十七号

東京都介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する

条例施行規則の一部を改正する規則

東京都介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則（平成二十四年東京都規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十条」を「第十条の二」に改める。

第三条第一項第五号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第三項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第三条第六項及び第七項中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加える。

第五条第一項第二号中「第三十九条」を「第三十九条第一項」に改める。

第八条の二第二号中「のための」を「に係る」に改め、「検討する」の下に「ための」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項第一号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第九条第三号中「研修」の下に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項第一号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第十条に次の一号を加える。

五 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第十条に次の一項を加える。

2 前項第三号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第二章中第十条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第十条の二 条例第三十八条の二に規定する規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

一 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、そ

の結果について、介護職員その他の従業者に十分に周知すること。

二 虐待の防止のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 前項第一号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。第十二条第一項第二号中「第三十九条」を「第三十九条第一項」に改める。

第十三条の二第一号中「のための」を「に係る」に改め、「検討する」の下に「ための」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項第一号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。第十四条中「、第九条及び第十条」を「及び第九条から第十条の二まで」に、「第九条中」を「第九条第一項中」に、「第十条中」を「第十条第一項中」に、「読み替える」を「、第十条の二第一項中「条例第三十八条の二」とあるのは「条例第五十三条において準用する条例第三十八条の二」と読み替える」に改める。

附則第三項及び第四項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。（経過措置）

2 施行日から令和六年三月三十一日までの間、この規則による改正後の東京都介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第九条第一項第三号（新規則第十四条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、介護老人保健施設は、介護職員その他の従業者に対し、

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

3 施行日から起算して六月を経過する日までの間、新規則第十条第一項第五号（新規

則）の規定にかかわらず、介護老人保健施設は、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

則第十四条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新規則第十条第一項第五号中「置く」とあるのは、「置くよう努める」とする。

東京都介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第七十八号

東京都介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則(平成三十年東京都規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十一条」を「第十一条の二」に改める。

第三条第一項第四号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第三項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第五条第一項第二号中「第三十九条」を「第三十九条第一項」に改める。

第九条第一号中「のための」を「に係る」に改め、「検討する」の下に「ための」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項第一号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第十条第三号中「研修」の下に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項第一号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

五 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 前項第三号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。第二章中第十一条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)
第十一条の二 条例第三十八条の二に規定する規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

一 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に十分周知すること。

二 虐待の防止のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 前項第一号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。第十三条第一項第二号中「第三十九条」を「第三十九条第一項」に改める。

第十五条第一号中「のための」を「に係る」に改め、「検討する」の下に「ための」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項第一号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。第十六条中「、第十条及び第十一条」を「及び第十条から第十一条の二まで」に、「第十条中」を「第十条第一項中」に、「第十一条中」を「第十一条第一項中」に、「読み替える」を「、第十一条の二第一項中」に改め、「読み替える」を「読み替える」に改める。

第五十三条において準用する条例第三十八条の二」と読み替える」に改める。附則に次の一項を加える。

3 病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の病床を令和六年三月三十一日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の浴室については、第四条第三号口及び第十二条第二号口の規定にかかわらず、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間は、一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した設備を設けることとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。(経過措置)

2 施行日から令和六年三月三十一日までの間、この規則による改正後の東京都介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第十条第一項第三号（新規則第十六条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、介護医療院は、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

3 施行日から起算して六月を経過する日までの間、新規則第十一条第一項第五号（新規則第十六条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新規則第十条第一項第五号中「置く」とあるのは、「置くよう努める」とする。

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
（郵送料を含む。）
五〇円

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三三二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

